

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
39	要求水準書（案）	19	1	5	(11)			臭気	脱臭方法について、「既設汚泥搬送設備及び4号焼却施設、5・6号燃料化施設より発生する臭気を燃焼脱臭できるようにすること」との記載がありますが、温室効果ガス排出量削減・ライフサイクルコストの縮減などを考慮して、燃焼脱臭以外の脱臭方法（活性炭または生物脱臭等）を使用することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書（案）	19	1	5	(11)			臭気	既設設備より発生する臭気を燃焼脱臭できるようありますが、燃料化施設の脱臭装置として活性炭脱臭など燃焼脱臭以外の方法も可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書（案）	19	1	5	(11)			臭気	既設設備より発生する臭気を燃焼脱臭できるようありますが、その臭気源は、脱水ケーキであって、その成分は、硫化水素、メチルメルカプタン、アンモニアが主と考えてよろしいでしょうか。	臭気源は脱水ケーキを想定しています。臭気の成分については、下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）を参考にしてください。
42	要求水準書（案）	19	1	5	(11)			臭気	既設設備からの臭気成分と各濃度（脱臭装置の設計条件）をご教示願います。	No. 41の回答を参照下さい。
43	要求水準書（案）	19	1	5	(11)			臭気	燃料化施設の点検や修繕での停止期間中についても既設設備からの臭気を脱臭処理する必要がありますでしょうか。	ご理解の通りです。
44	要求水準書（案）	19	1	5	(11)			臭気 表-1脱臭条件	停電時等設備全停止時においても既設臭気（40m <sup>3</sup> /min）を処理する必要がありますでしょうか。	停電時の臭気の処理は不要ですが、容易に臭気が拡散しないようにしてください。
45	要求水準書（案）	20	1	6	(1)			騒音規制基準	処理場敷地境界線における現時点での騒音値をご教示願います。	詳細については入札説明書等で示します。
46	要求水準書（案）	21	1	6	(1)			排出ガス規制値	本施設が廃棄物焼却炉に該当しないと判断された場合、塩化水素やダイオキシン類に関する規制は受けない（法令に従う）と考えてよろしいでしょうか。	法令上、塩化水素、ダイオキシン類の規制が適用されない場合、規制の対象としません。
47	要求水準書（案）	21	1	6	(2)	1)		排出ガス基準 有害ガスに関する基準	硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制がありますが、現状届けられている数値（設備、燃料原料の種類、燃料原料の量等を含む）をご教示願います	現在の届け出状況については、入札説明書等で示します。なお、要求水準書（案）p. 21表1-12に示す算出式に基づき、本事業単独での許容硫黄酸化物量および許容窒素酸化物量を算定した値を満足する必要があります。
48	要求水準書（案）	21	1	6	(2)	2)		排出ガス基準 白煙に関する条件	燃料化施設から排出されるガスとは、煙道排ガス以外のガス（例えば冷却塔等からの排出ガス）についても対象となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。